

裁 決

審査請求人

処 分 庁 江戸川区福祉事務所長

審査請求人が平成28年2月22日に提起した生活保護法63条の規定に基づく生活保護費返還金決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が審査請求人に対し平成28年1月27日付けでした生活保護法63条の規定に基づく返還金額決定処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人（以下「請求人」という。）に対して、平成28年1月27日付けでした、生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく生活保護費返

還金決定処分（232（返決）第1270001039号。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

第2 経緯（本件処分通知書、法63条による返還額算定書、資産申告書、貯金通帳の写し等）

1 平成7年9月25日、処分庁は、請求人世帯に対し、法による保護を開始した。

2 平成27年12月14日、処分庁は、請求人より、資産申告書及び株式会社_____銀行の請求人名義の口座（以下「本件口座」という。）の貯金通帳の写しの提出を受けた。当該貯金通帳の取引明細には、以下の表のとおり、平成24年12月11日に児童扶養手当165,720円の振込があったこと、平成25年1月19日に本件口座から請求人の娘である_____さん（以下「____さん」という。）に対して200,000円の送金をしたこと及び同年2月18日に____さんから本件口座に200,000円の振込（以下「本件振込」という。）があったことなどの記載が認められる。

年月日	預り金額（円）	支払金額（円）	残高（円）
平成24年12月11日	165,720（児童扶養手当）		166,172
（中略）			
平成25年1月19日		200,000（____送金）	3,102
平成25年2月18日	200,000（____送金）		203,102

3 平成28年1月27日、処分庁は、本件振込の全額200,000円について収入として認定した上、同額が平成25年2月1日から同年3月31日まで（以下「本件対象期間」という。）に請求人世帯に支給した保護費計364,533円よりも少なかった

たことから、同額に相当する支給済保護費について、請求人に対し、法63条の規定に基づき返還を求める旨の本件処分を行い、「資産申告により親族からの送金が発覚したため平成25年2月1日から平成25年3月31日に支給した保護費の一部の返還を求めます。」との理由を付して、請求人に通知した。

第3 当庁の判断

1 請求人の主張及び処分庁の主張

(1) 請求人の主張

長女の_____に頼まれ、引っ越し費用として平成25年1月19日に長女の口座に送金する形で200,000円を貸しました。そして、約1か月後の2月18日に200,000円全額の返金を受けたところ、今回、福祉事務所から200,000円の返還を求められました。長女に送金した金銭は主に次女の児童扶養手当から捻出しており、福祉事務所に200,000円を返還してしまうと次女の児童扶養手当はどうなってしまうのでしょうか。納得できません。

(2) 処分庁の主張

請求人が提出した通帳の写しから、平成25年2月18日に_____から200,000円の振込があったことが判明した。厚生事務次官通知によれば、仕送り、贈与等による収入は、社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは収入認定の対象となるとされ、上記振込は収入認定の対象となる。それゆえ法63条の「資力があるにもかかわらず保護を受けた」ものであり、上記振込額の全額が、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内」に含まれる。また本件において、返還対象額から控除すべき事情も認められないことからすれば本件対象期間の支給済保護費のうち200,000円に相当す

る保護費について、法63条に基づき返還義務を負う。

2 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定し、同条3項は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではないと規定している。

(2)ア 法63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨規定している。

イ 同条は本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものと解されている。すなわち、保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として」（法4条1項）行われるのであるが、急迫した事由がある場合には必要な保護が行われるし（同条3項）、また、場合によっては、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、保護の実施機関が資力なしと誤認して保護を行うことがあり、そのような場合に、保護自体はそのまま有効なものとして置き、ただ費用の関係だけは相手方に資力があることだから、可能な限度で徴収するための規定と解されている（小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」649頁参照）。

ウ そして、法の処理基準である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）によれ

ば、仕送り、贈与等の収入認定に当たっては、社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することとしている（第8・3・(2)・イ・(ア)）。

3 検討

- (1) これを本件についてみると、確かに、平成25年2月18日時点で、請求人は_____銀行に対して、本件振込に係る貯金債権（200,000円）を有していることからすれば、請求人は法63条に定める「資力」を有しているとして当該債権について収入認定すべきとも考えられる。

しかし他方で、本件口座の取引明細及び審査請求書の記載からすれば、本件振込に係る金銭は、請求人が____さんに引越し費用として1度だけ貸し付けた金銭（200,000円）が、貸付けの約1か月後、請求人に返済されたものであると考えられ（第2・2）、このことは弁明書（2頁4(1)⑤）において処分庁も認めているところである。そうすると、本件振込に係る金銭は、その取得経緯に鑑みれば、請求人が____さんに一時的に貸した金銭が時間的近接性をもって返還されたものに過ぎないことから、収入には当たらないとも考えられる。

また、本件口座の取引明細及び審査請求書の記載によれば、平成25年1月19日に、請求人が____さんに貸し付けた金銭の主な原資は、平成24年12月11日に請求人に対して支給された児童扶養手当（支給額は165,720円。以下「本件児童扶養手当」という。）であると考えられ（第2・2）、このことは弁明書（2頁4(1)⑤）において処分庁も認めているところである。

そして、当庁の調査によれば、平成24年12月1日、平成25年1月1日、同年2月1日及び同年3月1日に、処分

庁は本件児童扶養手当に相当する手当をそれぞれ収入認定しており、本件処分において本件振込に係る金銭のうち児童扶養手当を原資として貸し付けられた金銭の戻り金に相当する部分（以下「本件児童扶養手当相当部分」という。）を新たに請求人の資力として認定することは、本件児童扶養手当の二重の収入認定となると言わざるを得ず、児童扶養手当法による児童扶養手当が、主に父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当であることに鑑みれば、本件処分のうち本件児童扶養手当相当部分に相当する支給済保護費を返還請求する点については、結果として、同法による当該目的をも没却するものと言わざるを得ない。

- (2) 以上のような事情を総合的に考慮すれば、本件処分における保護費の返還金のうち本件児童扶養手当相当部分については、次官通知における「仕送り、贈与等」に当たらないことと解するのが相当であり、請求人に法63条の規定する「資力」として認定することは妥当ではないことから、同認定を前提とする本件処分の当該部分は、法が目的とする「最低限度の生活保障若しくは要保護者の自立助長」（1条）に反するものとして、違法又は不当であるといえる。また本件処分における保護費の返還金のうち本件児童扶養手当相当部分以外の部分に関しても、本件処分時において、処分庁が法63条の「資力」に該当するかどうか、請求人が一時的に貸した金銭が時間的近接性をもって返還されたことなどの諸事情を総合考慮して検討したと認めるに足りる証拠が認められないことからすれば、必要な検討を十分に尽くさないままなされた瑕疵ある違法又は不当な処分として、取消しを免れないも

のといえる。

- (3) この点、処分庁は、「厚生事務次官通知により、仕送り、贈与等による収入は、社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは収入認定の対象となるとされていることからすれば、本件振込は収入認定の対象となる。それゆえ法63条の「資力があるにもかかわらず保護を受けた」ものであり、上記振込額の全額が、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内」に含まれ、返還対象額から控除すべき事情も認められないことからすれば200,000円全額について、請求人は法63条に基づき返還義務を負う。」旨主張する。

しかし、本件処分が適正な処分といえないことは上記(1)及び(2)のとおりであるから、処分庁の主張には理由がない。

- (4) 以上により、本件処分は、違法又は不当な処分として、取消しを免れない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから行政不服審査法（平成26年法律第68号による改正前のもの）40条3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成28年6月28日

審査庁 東京都知事代理
副知事 安藤 立美